

簡易専用水道検査表

(管理状況報告書)

登録番号第79号

一般社団法人 神奈川県保健協会

【検査対象区域 神奈川県、東京都及び静岡県】

本部 神奈川県横浜市中区山下町224-1
TEL (045)661-0975 FAX (045)671-1737

**※赤い太枠内は必ず
記入してください**

検査日

検査員

印

No	名称	
検査施設	所在地	
設置者	氏名又は名称	
管理担当者 (立会者)	氏名	
	連絡先	☎

施設の概要	概要(用途)					
	受水槽	有効容量(m ³)	槽数	形式	材質	設置場所
		高置水槽				
	清掃日	← 直近の貯水槽清掃日を必ず記入してください				

検査事項	判定基準	判定		
		受水槽	高置水槽	
1. 水槽の 周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	30	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	31	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	32	
2. 水槽本体の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	33	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。※	5	34	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。※	6	35	
3. 水槽上部 の状態 (2 に掲げるも のを除く)	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。※	7	36	
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害のものが堆積していないこと。	8	37	
	水槽のふた上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	38	
4. 水槽内部 の状態 (2 に掲げるも のを除く)	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	39	
	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。※	11	40	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。※	12	41	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	42	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。※	14	43	
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	44	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。※	16	45	

検査事項	判定基準	判定		
		受水槽	高置水槽	
5. 水槽のマン ホールの状態	ふたが防水密封型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。※	17	46	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	47	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。※	19	48	
6. 水槽の オーバーフロー 管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	49	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	21	50	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。※	22	51	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	23	52	
7. 水槽の通気管 の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。※	24	53	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	25	54	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	26	55	
8. 水槽の水抜管の 状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	27	56	
9. 給水管等 の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。※	28	57	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。※	29	58	

検査事項	判定基準	判定	
臭気	異常な臭気が認められないこと。※	59	
味	異常な味が認められないこと。※	60	
色	異常な色が認められないこと。※	61	
色度	5度以下であること。※	色度	度以下
濁度	2度以下であること。※	濁度	度以下
残留塩素	検出されること。※	mg/l	64
書類の整備保存 の状況	簡易専用水道の設備配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	65	

総合判定			
水道法第34条の2第2項に基づく検査の結果、貴施設の管理状況は、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要事項を定める件(平成15年厚生労働省告示第262号)別表第1から別表第3に掲げる判定基準に、			
1		適合していました。	
2		適合しなかった事項がありました。当該事項について速やかに対策を講じて、改善してください。	
3		水の供給について特に衛生上問題(判定基準の※)がありましたので、速やかに対策を講じてください。	
その他必要な事項・備考			
建築物環境衛生管理技術者氏名		免許番号 第	

小規模受水槽検査表

(書類検査)

登録番号第79号

一般社団法人 神奈川県保健協会

【検査対象区域 神奈川県、東京都及び静岡県】

本部 神奈川県横浜市中区山下町224-1
TEL (045)661-0975 FAX (045)671-1737

**※赤い太枠内は必ず
記入してください**

検査日

検査員

印

No	名称	
検査施設	所在地	
設置者	氏名又は名称	
管理担当者 (立会者)	氏名	
	連絡先	☎

施設の概要	概要(用途)					
	受水槽	有効容量(m ³)	槽数	形式	材質	設置場所
	高置水槽					
	清掃日	← 直近の貯水槽清掃日を必ず記入してください				

検査事項	判定基準	判定	
		受水槽	高置水槽
1. 水槽の 周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	30
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	31
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	32
2. 水槽本体の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	33
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。※	5	34
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。※	6	35
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。※	7	36
3. 水槽上部 の状態 (2 に掲げるもの を除く)	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害のものが堆積していないこと。	8	37
	水槽のふた上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	38
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	39
4. 水槽内部 の状態 (2 に掲げるもの を除く)	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。※	11	40
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。※	12	41
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	42
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。※	14	43
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	44
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。※	16	45

検査事項	判定基準	判定	
		受水槽	高置水槽
5. 水槽のマン ホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。※	17	46
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	47
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。※	19	48
6. 水槽の オーバーフロー 管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	49
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	21	50
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。※	22	51
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	23	52
7. 水槽の通気管 の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。※	24	53
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	25	54
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	26	55
8. 水槽の水抜管の 状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	27	56
9. 給水管等 の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。※	28	57
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。※	29	58

検査事項	判定基準	判定	
臭気	異常な臭気が認められないこと。※	59	
味	異常な味が認められないこと。※	60	
色	異常な色が認められないこと。※	61	
色度	5度以下であること。※	色度	度以下
濁度	2度以下であること。※	濁度	度以下
残留塩素	検出されること。※		mg/l
書類の整備保存 の状況	簡易専用水道の設備配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	65	

総合判定		
水道法第34条の2第2項に基づく検査の結果、貴施設の管理状況は、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要事項を定める件（平成15年厚生労働省告示第262号）別表第1から別表第3に掲げる判定基準に、		
1		適合していました。
2		適合しなかった事項がありました。当該事項について速やかに対策を講じて、改善してください。
3		水の供給について特に衛生上問題(判定基準の※)がありましたので、速やかに対策を講じてください。
その他必要な事項・備考		